

## 規 則

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県人事委員会委員長 武 笠 正 男

### 埼玉県人事委員会規則七―一〇一六

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―二四）の一部を次のように改正する。

第七条中「第七条第二項」を「第六条の二第一項」に、「第八条」を「第八条第一項」に改める。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。